

○総務省令第六十五号

国立研究開発法人情報通信研究機構法及び特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第三十二号）の施行に伴い、並びに独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）の規定に基づき、並びに同法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号）を実施するため、国立研究開発法人情報通信研究機構の業務（特定業務を除く。）の運営及び人事管理に関する省令等の一部を改正する等の省令を次のように定める。

平成二十八年五月三十一日

総務大臣 山本 早苗

国立研究開発法人情報通信研究機構の業務（特定業務を除く。）の運営及び人事管理に関する省令等の一部を改正する等の省令

（国立研究開発法人情報通信研究機構の業務（特定業務を除く。）の運営及び人事管理に関する省令の一部を改正する等の省令）

第一条 国立研究開発法人情報通信研究機構の業務（特定業務を除く。）の運営及び人事管理に関する省令

(平成十六年総務省令第六十八号)の一部を次のように改正する。

第一条の三第四号中「についての」を「について、その」に改め、同条中第二十号を第二十一号とし、第十三号から第十九号までを一号ずつ繰り下げ、同条第十二号中「第十四条第一項第十二号」を「第十四条第一項第十三号」に改め、同号を同条第十三号とし、同条第十一号中「第十四条第一項第十一号」を「第十四条第一項第十二号」に改め、同号を同条第十二号とし、同条第十号中「第十四条第一項第十号」を「第十四条第一項第十一号」に改め、同号を同条第十一号とし、同条第九号中「第十四条第一項第九号」を「第十四条第一項第十号」に改め、同号を同条第十号とし、同条第八号中「第十四条第一項第八号」を「第十四条第一項第九号」に改め、同号を同条第九号とし、同条第七号中「第十四条第一項第七号」を「第十四条第一項第八号」に改め、同号を同条第八号とし、同条第六号の次に次の一号を加える。

七 機構法第十四条第一項第七号に掲げるサイバーセキュリティに関する演習その他の訓練に関する事項

附則第二条中「に規定する業務」を「及び同条第二項に規定する業務(通信・放送開発法附則第五条第一項第二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に限る。)」に改める。

附則第三条中「電気通信基盤充実臨時措置法（平成三年法律第二十七号。以下「電気通信基盤法」という。）第六條第一項」を「通信・放送開発法附則第五條第一項第一号」に、「特定業務」という。）及び「を」「特定業務」という。）並びに「に、「電気通信基盤充実臨時措置法（平成三年法律第二十七号。以下「電気通信基盤法」という。）第六條第一号」及び「電気通信基盤法第六條第一号」を「通信・放送開発法附則第五條第一項第一号」に改める。

（国立研究開発法人情報通信研究機構の業務（通信・放送開発金融関連業務を除く。）に係る財務及び会計に関する省令の一部改正）

第二条 国立研究開発法人情報通信研究機構の業務（通信・放送開発金融関連業務を除く。）に係る財務及び会計に関する省令（平成十六年総務省令第六十九号）の一部を次のように改正する。

附則第三条中「電気通信基盤充実臨時措置法（平成三年法律第二十七号。以下「電気通信基盤法」という。）第六條第一項」を「特定通信・放送開発事業実施円滑化法附則第五條第一項第一号」に改め、「第一条第一項中」の下に「（平成二年法律第三十五号）」とあるのは「（平成二年法律第三十五号。以下この条から第十六条までにおいて「通信・放送開発法」という。）」と、「を」を加え、「電気通信基盤充実

臨時措置法（平成三年法律第二十七号。以下「電気通信基盤法」という。）第六条第一号」及び「電気通信基盤法第六条第一項」を「通信・放送開発法附則第五条第一項第一号」に改める。

（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第三条 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）の一部を次のように改正する。

別表電気通信基盤充実臨時措置法（平成三年法律第二十七号）の項を削る。

（電気通信基盤充実臨時措置法第二条第一項第四号に規定する施設を定める省令の廃止）

第四条 電気通信基盤充実臨時措置法第二条第一項第四号に規定する施設を定める省令（平成二十三年総務省令第二百二十四号）は、廃止する。

## 附 則

この省令は、公布の日から施行する。